

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定計量器の定期検査の実施
- 臨時種畜検査の実施
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(八件)
- 土地改良事業の認可(四件)
- 土地収用法による土地の立入り
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託
- 道路の区域の変更

告 示

鳥取県告示第七百五十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
脳神経外科	野 島 丈 夫	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
整形外科	山 口 三 典	倉吉市明治町一〇三一ノ五 北岡病院

鳥取県告示第七百五十七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和四十九年十月二十二日から

昭和五十年三月三十一日まで

当該計量器の所在場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
十月二十二日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	鳥取市	醇風小学校
〃 二十三日	〃	〃	日進小学校
〃 二十四日	〃	〃	〃
〃 三十日	午前十時から 午後三時まで	〃	賀露公民館
〃 三十一日	〃	〃	湖山公民館
十一月 六日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	〃	旧鳥取市体育館
〃 七日	〃	〃	〃
〃 十一日	〃	〃	日進小学校
〃 十二日	〃	〃	〃

鳥取県告示第七百五十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査 期 日

第一 次	第二 次	検査 場 所	家畜の 種類
十月二十一日 午前十時三十分から	十月二十四日 午前十時三十分から	米子市吉岡 西部家畜市場	肉用牛
十月二十一日、 午後二時から	十月二十四日 午後二時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	〃
十月二十二日 午前十時から	十月二十五日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	〃
十月二十二日 午後二時から	十月二十五日 午後二時から	鳥取市国安 東部家畜市場	〃

鳥取県告示第七百五十九号

東伯町別宮入会林野整備組合組合長定常三男治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年八月二十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 別宮入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を昭和四十九年九月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月十六日付けで西伯郡中山町松河原一五三二番地近藤友彦ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大山区道路等補修）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（大山区道路等補修）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十二号

昭和四十九年七月十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（船渡地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十三号

昭和四十九年八月九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（赤碕地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十四号

昭和四十九年八月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（穂波地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十五号

昭和四十九年七月十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（江北西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十六号

昭和四十九年七月十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（鳥沢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十七号

昭和四十九年七月十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（江北

地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十八号

昭和四十九年八月一日付けで中山町から申請のあつた土地改良（退休寺地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

昭和四十九年八月二十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(天
王地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

倉吉市越殿町一四〇九番地倉吉市農業協同組合長理事八田隆利から
申請のあつた土地改良(今在家地区農地造成)事業については、土地改良
法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する
同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十日認可したので、
同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(赤松地区農道整備)事業は、土
地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい
て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十日認可
したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十二号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(倉坂地区農道舗装)事業は、土
地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十三号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(田越地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年九月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

鳥取県

二 事業の種類

県道江府中和用瀬線改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡江府町大字下蚊屋字水汲場、字三五原及び字三平地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年九月十三日から昭和四十九年十月三十一日まで

鳥取県告示第七百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

西郷	準	国中	網代港第一、網代港第二及び田後港	宇倍野第一及び宇倍野第二	美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三及び賀露港	県 営 住 宅 の 団 地 名	委 託 先
河原町	船岡町	郡家町	岩美町	国府町	鳥取市		

八東	八東町
智頭第一、智頭第二、緑が丘第一及び緑が丘第二	智頭町
宝木	気高町
三明寺、高城及び小鴨	倉吉市
泊港	泊村
東郷	東郷町
栄	大栄町
東伯第一、東伯第二、浦安第一、浦安第二及び浦安第三	東伯町
成美第一、成美第二、成美第三、赤碕港第一及び赤碕港第二	赤碕町
陰田第一及び陰田第二	米子市
境港第一及び境港第二	境港市
手間	会見町
庄内	名和町
白浜	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団

鳥取県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年九月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年九月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道	道路の種類	路線名	区 間	変更前後	
				変更前	変更後
大山御机線			日野郡溝口町大字大内字大谷頭一〇六六番の三の先	八・五〇	一三・五〇
				敷地の幅員メートル	延メートル
				六五・〇	六五・〇

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】